

大阪市告示第1320号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年9月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年10月7日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年10月15日（火）	午前9時から 午後7時まで
	令和6年10月21日（月）	午前9時から
	令和6年10月28日（月）	午後5時まで
南港中央庭球場	令和6年10月7日（月）	午前9時から 午後5時まで
	令和6年10月15日（火）	午前9時から 午後7時まで
	令和6年10月21日（月）	午前9時から
	令和6年10月28日（月）	午後5時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
南港中央野球場	令和6年10月5日（土）から 同月6日（日）まで	午前9時から 午後9時まで
	令和6年10月8日（火）	

令和6年10月10日（木）から 同月11日（金）まで

令和6年10月18日（金）

令和6年10月25日（金）から 同月27日（日）まで

令和6年10月29日（火）から 同月30日（水）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）